

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和2年10月28日 14時00分ごろ
発生場所	山口県 ^{せんぎま} 仙崎湾 仙崎港沖第一防波堤北灯台から真方位058° 1,630m付近 (概位 北緯34° 24.3′ 東経131° 13.3′)
インシデントの概要	漁船 ^{しやうらい} 昭栄丸は、帰航中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月18日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 昭栄丸、1.7トン YG3-55488（漁船登録番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、漁船法馬力数50、使用燃料軽油、4気筒、ボア105mm、連続最大回転数及び製造年月日不詳
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約1～2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、帰航中、主機が停止して運航不能となった。</p> <p>本船は、家族からの依頼を受けて捜索していた救難所の救助艇でえい航されて帰港した。</p> <p>本船は、機関整備業者が点検したところ、主機潤滑油こし器から主機本体に至る間の潤滑油管（鋼管）に腐食による破口が生じ、そこから潤滑油が漏えいして、船首側から1番及び2番シリンダの主軸受及びクランク軸が焼損しており、その後修理された。</p> <p>主機は、平成9年2月15日進水時から使用されており、船長は、主機潤滑油管系統の腐食及び漏油の有無の点検を行ったことがなかった。</p> <p>船長は、本インシデント時に携帯電話を所有していなかったが、その後購入した。</p>
分析	本船は、日頃から主機潤滑油管系統の腐食及び漏油の有無の点検が行われていない主機を使用して帰航中、主機潤滑油管に腐食による破口を生じて潤滑油が漏えいしたことから、主機の潤滑が阻害されて主軸受及びクランク軸が焼損し、主機の運転ができなくなり、運航不能

	<p>となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、日頃から主機潤滑油管系統の腐食及び漏油の有無の点検が行われていない主機を使用して帰航中、主機潤滑油管に腐食による破口を生じて潤滑油が漏えいしたため、主機の潤滑が阻害されて主軸受及びクランク軸が焼損し、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、定期的に主機潤滑油管系統の腐食及び漏油の有無の点検を行うこと。 ・ 船長は、緊急時に連絡がとれるように携帯電話を携行すること。